

入札・契約制度説明会

日時：令和7年3月25日（火）
①午前10時30分～
②午後 1時30分～
場所：金沢歌劇座 2階大集会室

次 第

1 入札・契約制度の改正等について

- (1) 電子契約の導入について …P.2
- (2) 総合評価方式の対象工事拡大等について …P.3
- (3) 大型建築工事に係る見積期間の延長について …P.7
- (4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について …P.7
- (5) 変動型最低制限価格制度の試行について …P.15
- (6) 令和7年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について …P.15
- (7) その他 …P.16

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項 …P.17

3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について …P.22

1 入札・契約制度の改正等について

(1) 電子契約の導入について

新規

令和7年度より、電子契約を導入します。

① 対象

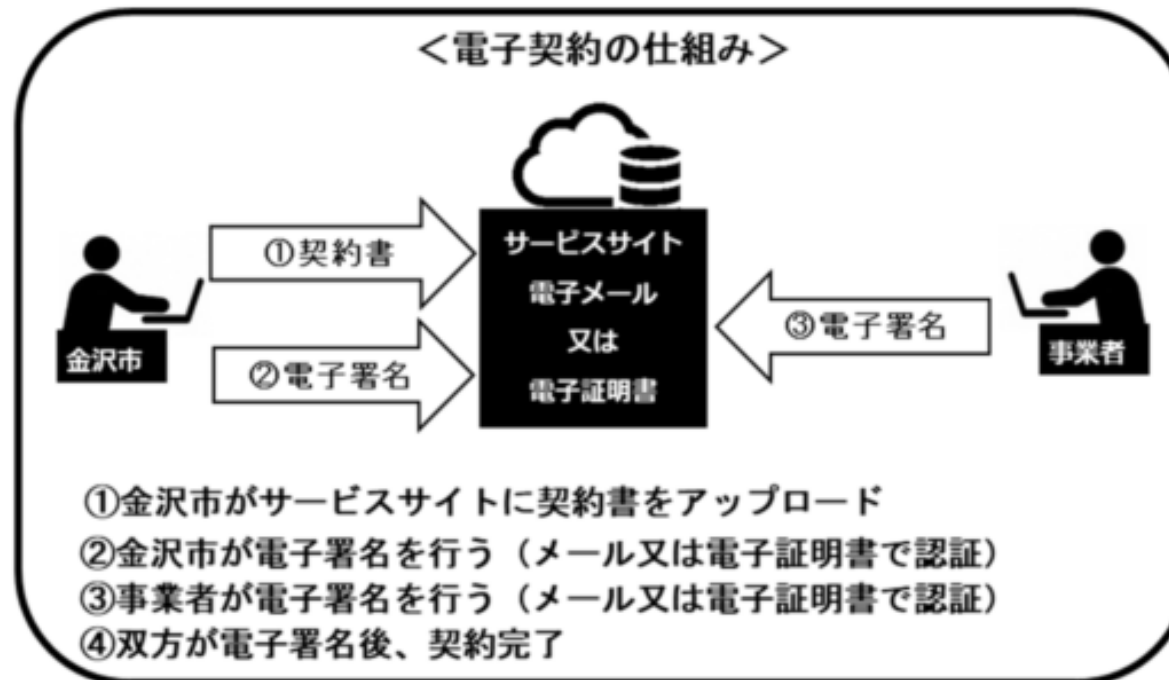
130万円超の建設工事（随意契約によりことができる小額工事を除く）

※電子契約の希望は受注者側の任意であり、従来どおり紙媒体による契約締結も可能

② 実施時期

令和8年1月（予定） ※詳細が決まり次第、HP等でお知らせいたします。

【イメージ図】



1 入札・契約制度の改正等について

(2) 総合評価方式の対象工事拡大等について

改正

令和7年度より、総合評価方式対象工事を次のとおり拡大します。

① 工事選定基準

- ・ 予定価格 8,000 万円以上の工事のうち、下記判断項目の **1項目**（現行：2項目）以上に該当する工事
- ・ 予定価格3,000万円以上8,000万円未満のうち、下記判断項目の4項目全てに該当、又は新工法等による工事で、総合評価方式によることが適当と判断される工事

<判断項目>	1 品質管理	2 安全対策	3 周辺環境	4 工程
--------	--------	--------	--------	------

② 方式決定基準

予定価格及び判断項目の該当数により決定

区分	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
予定価格 1 億円以上 ※	1項目	2～3項目以上	4項目
予定価格 1 億円未満 ※	1項目以上	—	—

※建築工事は2億円とする

【選定基準イメージ図】

【現行】

大 工 事 規 模 ↑	1 億円以上 (建築は2億円以上)	通常型 (0～1項目)	簡易型Ⅰ (2～3項目)	技術提案型 (4項目)
	8千万円以上		簡易型Ⅱ (2項目以上)	
	3千万円以上	通常型 (右記以外)	簡易型Ⅱ(4項目以上又は新工法等で、 総合評価方式によることが適当な場合)	
		通常型価格競争入札適用工事		

技術的難易度 高

【改正】

大 工 事 規 模 ↑	1 億円以上 (建築は2億円以上)	通常型 (0項目)	簡易型Ⅱ (1項目)	簡易型Ⅰ (2～3項目)	技術提案型 (4項目)
	8千万円以上		簡易型Ⅱ (1項目以上)		
	3千万円以上	通常型 (右記以外)	簡易型Ⅱ(4項目以上又は新工法等で、 総合評価方式によることが適当な場合)		
		通常型価格競争入札適用工事			

技術的難易度 高

1 入札・契約制度の改正等について

(2) 総合評価方式の対象工事拡大等について

令和7年度より、総合評価方式対象工事拡大に合わせ、次のとおり制度を見直します。

③ 企業及び配置予定技術者の技術力に係る配点の見直し

同種工事の実績に関し、企業と配置予定技術者の配点を均等になるように変更します。（※イメージ図P.5）

		評価項目	評価内容	評価基準	配点		配点	
技術力の評価	企業	同種工事 の実績	過去15年 以内の同種 工事の実績	国、都道府県、金沢市での実績有り	3	→ (改正)	2	企業と技術者の 配点を均等に
				上記以外の地方公共団体・公益企業での実績有り	2		1	
				民間での実績有り	1		0.5	
				上記以外	0		0	
	配置予定 技術者	同種工事 の実績	過去15年 以内の同種 工事の実績	国、都道府県、金沢市での実績有り	1		2	
				上記以外の地方公共団体・公益企業での実績有り	0.75		1	
				民間での実績有り	0.5		0.5	
				上記以外	0		0	

④ 技術資料の一部事後審査方式への変更 → 添付資料の省略及び自己採点表の追加（※イメージ図P.6）

- ・ 技術提案以外の項目については、落札候補者のみ審査する事後審査方式へ変更します。
- ・ 技術資料提出時は、企業の技術力、配置予定者の技術力及び地域貢献度に関する評価点の根拠となる資料の提出は不要ですので、技術資料申請書に新たに設ける「自己採点表」にそれぞれの評価点を記入してください。
- ・ 開札時、申請書記載の自己採点表の評価点及び入札価格から評価値を算出し、落札候補者を決定します。
- ・ 落札候補者となった場合は、自己採点表記載の評価点の根拠となる資料を提出していただき、その審査の後に落札者を決定します（石川県と同様の取扱い）。

！注意！自己採点表の評価点の事前審査は行わないため、記入に当たっては細心の注意を払ってください。

⑤ 適用日 令和7年4月1日以降に公告する案件より実施

1 入札・契約制度の改正等について

(2) 総合評価方式の対象工事拡大等について

【評価基準】 別表第2（第7条関係）

	評価項目	評価内容	評価基準	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
技術提案の評価	施工上の留意点にかかわる技術提案	発注者が指定した施工上の留意点に対する対応等を評価	現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり、重要な項目が記載され独自の工夫がみられるものを優位に評価		10	20
			現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に評価 課題を理解した対応だが、工夫がみられないものを低位に評価 課題を理解していないものは0点に評価 各テーマで未記入、テーマとかけ離れている、課題を理解していない等内容が不適切な場合は欠格とする場合がある			
企業の技術力	同種工事の実績	過去15年以内の同種工事の実績の有無	国、都道府県、金沢市での実績有り	2	2	
			上記以外の地方公共団体、公益企業での実績有り	1	1	
			民間での実績有り	0.5	0.5	
			上記以外	0	0	
	工事成績	【土木系】 過去3年間の工事成績 【建築・設備系】 過去5年間の工事成績	80点以上	4	4	
			78点以上80点未満	3	3	
			75点以上78点未満	2	2	
			70点以上75点未満	1	1	
	優良工事	金沢市発注工事の過去1年間の優良工事表彰の有無（当該業種に限る）	実績無し	0	0	
			70点未満	-1	-1	
			表彰有り	1	1	
			表彰無し	0	0	
技術力の評価	ISO認証	ISO認証の取り組み状況	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズの両方を取得	1	1	
			ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得	0.75	0.75	
			ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズのいずれかを取得	0.5	0.5	
			エコアクション21を取得	0.25	0.25	
			上記以外	0	0	
	同種工事の実績	過去15年以内の同種工事の実績の有無	国、都道府県、金沢市での実績有り	2	2	
			上記以外の地方公共団体、公益企業での実績有り	1	1	
			民間での実績有り	0.5	0.5	
			上記以外	0	0	
配置予定技術者の技術力	工事成績	*19年度以前に竣工検査を受けた工事にあっては、その工事の工事成績評価点から5点を減じた評価点とする。	80点以上	0.5	0.5	
			75点以上80点未満	0.4	0.4	
			73点以上75点未満	0.3	0.3	
			70点以上73点未満	0.2	0.2	
	継続教育(CPD)の取組状況	金沢市発注工事の同一工程における工事成績評価点により評価	実績無し	0	0	
			70点未満	-1	-1	
			継続教育の取得単位について、各団体の推奨単位以上の学習履歴有り	0.5	0.5	
			継続教育の取得単位について、各団体の推奨単位の1/2以上推奨単位未満の学習履歴あり	0.25	0.25	
			継続教育の取得単位について、各団体の推奨単位の1/2以上の学習履歴無し	0	0	

	評価項目	評価内容	評価基準	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
地域貢献度	金沢市との防災協定の締結の有無	金沢市との防災協定の締結の有無	金沢市との防災協定の締結有り	0.5	0.5	
			金沢市との防災協定の締結無し	0	0	
	かなざわ災害時等協力事業所の登録の有無	かなざわ災害時等協力事業所の登録の有無	かなざわ災害時等協力事業所の登録有り	0.25	0.25	
			かなざわ災害時等協力事業所の登録無し	0	0	
	金沢市除排雪委託契約の締結の有無（土木・舗装に限る。）	金沢市除排雪委託契約の締結の有無	金沢市除排雪委託契約の締結有り	0.5	0.5	
			金沢市除排雪委託契約の締結無し	0	0	
	過去1年間の金沢市内での災害・ボランティア等に関する活動の実績の有無 ※備考	金沢市内での災害・ボランティア等に関する活動の実績の有無	金沢市内での災害・ボランティア等に関する活動の実績有り	0.25	0.25	
			金沢市内での災害・ボランティア等に関する活動の実績無し	0	0	
	消防団活動	金沢市消防団協力事業所の認定の有無	金沢市消防団協力事業所の認定有り	0.5	0.5	
			金沢市消防団協力事業所の認定無し	0	0	
	市内業者の活用	1次下請を含む市内企業の活用状況	自社施工及び1次下請施工において、市内本社（本店）の企業が施工する工事費総額が請負金額の70%以上	1	1	
			上記の工事総額が請負金額の50%以上70%未満	0.5	0.5	
不正行為	談合等に関する指名停止	競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置状況	上記の工事総額が請負金額の50%未満	0	0	
			主たる営業所（本店）が金沢市内にある	2	2	
			当該工事に係る許可を受けた営業所が金沢市内にある	1	1	
			上記以外	0	0	
	施工体制	品質確保と施工体制確保	基礎点30点を加算する。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で当該工事の入札を行った者には、当該基礎点を加算しない。	30	30	
	合計点	合計点		46	56	

※ 備考 本市の総合評価における災害又はボランティア活動の実績として認定する範囲は、次のとおりとします。

評価対象とする活動内容	確認又は証明書（いずれか1つ以上）
本市との防災協定に基づく活動（協定締結要）	・本市の確認 ^(注1) ・防災協定を締結している団体の証明 ^(注2)
かなざわ災害時等協力事業所登録制度 ^(注3) に基づく活動（登録要）	・連合町会長の証明 ^(注2)
大規模災害（災害本部が設置される規模の災害）における本市からの緊急要請に基づく活動（例：崩土撤去、土のう設置などの緊急出動）	・本市の確認 ^(注1)
本市におけるボランティア活動	・本市の確認 ^(注1) ・連合町会長の証明 ^(注2) ・各種団体の証明 ^(注2) ・金沢災害ボランティアセンターが発行する証明 ^(注2) ・その他、活動内容を証明できるもの（新聞記事等）

認定できない活動の例示（大規模災害に起因する活動は除く。）

- ・委託契約に基づく除雪活動、道路・ガス・水道施設の修繕工事 など
- ・個人としてのボランティア活動
- (注1) ・本市からの要請に基づく災害に関する活動実績については、「災害・ボランティア等に関する活動実績確認申請書」を総合評価の技術資料提出時に添付してください。活動実績については、監理課から所管課へ確認します。
- (注2) ・本市からの要請に基づかない活動実績については、
① 「災害・ボランティア等に関する活動実績証明書」に防災協定を締結している団体、連合町会長の証明、
上記①②のいずれかを技術資料提出時に添付してください。本市で災害に関する活動実績の認定を行います。
- (注3) ・本市におけるボランティア活動については、様式1「災害・ボランティア等に関する活動実績確認申請書」を総合評価の技術資料提出時に活動内容を証明できるものを添付し、提出してください。
- (注4) ・かなざわ災害時等協力事業所登録制度の活動内容
<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/bousai/touroku-j/activity.asp>

1 入札・契約制度の改正等について

(2) 総合評価方式の対象工事拡大等について

【提出様式イメージ】

【現行】

宛先 金沢市長

申請者 ○○株式会社
代表 ○○○

○○工事の総合評価方式に係る技術資料の提出について

標記工事の入札に参加したいので総合評価方式に係る技術資料を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 施工上の留意点に係る技術提案
別紙様式1ー①、様式1ー②
- 2 企業の技術力
別紙様式2、様式7 及び添付資料のとおり
- 3 配置予定技術者の技術力
別紙様式3 及び添付資料のとおり
- 4 地域貢献
別紙様式4、様式5、様式6 及び添付資料のとおり

(現行) 添付資料で確認した点数を反映
(改正) 自己採点表の点数を反映し、
開札後添付資料で確認

【改正】

宛先 金沢市長

申請者 ○○株式会社
代表 ○○○

○○工事の総合評価方式に係る技術資料の提出について

標記工事の入札に参加したいので総合評価方式に係る技術資料を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 施工上の留意点に係る技術提案
別紙様式1①、様式1②
- 2 企業の技術力
別紙様式2、様式7 ~~及び添付資料のとおり~~
- 3 配置予定技術者の技術力
別紙様式3 ~~及び添付資料のとおり~~
- 4 地域貢献
別紙様式4、様式5、様式6 ~~及び添付資料のとおり~~

自己採点表 (※R7より追加)

企業の技術力	項目	点数	配置予定技術者の技術力	項目	点数	地域貢献度	項目	点数
	同種工事実績			同種工事実績			災害活動等	
	優良工事表彰			工事成績評点			消防団活動	
	ISO認証等の有無			CPD取得状況			市内業者活用	
							営業所の所在	

1 入札・契約制度の改正等について

(3) 大型建築工事に係る見積期間の延長について **改正**

令和7年度より、予定価格が5千万円以上の建築一式工事について、見積期間を延長します。

公告から入札締め切りまで （現行） 16日程度 → （改正） **19日程度**

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について **R7.2～ 一部改正済**

令和7年2月より、建設工事に係る技術者の専任等に係る取扱いが下記のとおり改正されています。

- 工事現場に**監理技術者の配置**が必要な**下請金額**の合計 **5,000万円**以上
（建築一式工事は **8,000万円**以上）
- 主任（監理）**技術者**を工事現場に**専任で配置**することが必要な金額 **4,500万円**以上
（建築一式工事は **9,000万円**以上）
- 現場代理人**の工事現場への**常駐義務が緩和**される金額 **4,500万円**未満
（建築一式工事は **9,000万円**未満）

※ 請負契約の時点にかかわらず、令和7年2月1日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。これにより、当初契約時に専任であった現場においても契約額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の場合は専任不要となります。

1 入札・契約制度の改正等について

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

主任（監理）技術者の兼務に関する取扱いについて

金沢市が発注する建設工事における主任（監理）技術者について、次のとおり兼務を認めます。

① 密接な関係のある工事に係る主任技術者の兼務（H25.2～）

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、原則 2 件程度まで（令和 6 年能登半島地震に係る災害復旧工事（以下、「災害復旧工事」という。）を含む場合は 3 件まで）主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10 km
程度の近接した場所にある場合

ただし、次の工事は兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

（下請金額の合計が5,000 万円（建築一式工事は、8,000 万円）以上） 等

1 入札・契約制度の改正等について

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

主任（監理）技術者の兼務に関する取扱いについて

金沢市が発注する建設工事における主任（監理）技術者について、次のとおり兼務を認めます。

② 情報通信技術を活用した主任（監理）技術者の兼務（R6.12～）

以下の全てを満たす場合は、2 件まで主任（監理）技術者の兼務を認めます。

- ・ 各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式は 2 億円未満）であること。
- ・ 工事現場間の距離が一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、移動時間が概ね 2 時間以内であること。
- ・ 各建設工事の下請次数が 3 次までであること。
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）を工事現場ごとに配置できること。
- ・ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）の措置を講じること。
- ・ 人員配置の計画書を作成し、現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- ・ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ、当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

※ 営業所専任技術者についても、当該営業所において締結された工事で、上記全てを満たす場合（ただし「工事現場間の距離」を「営業所から当該工事現場までの距離」と読み変える）は、1 件まで専任工事に係る主任（監理）技術者の兼務を認めます。

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

主任（監理）技術者の兼務に関する取扱いについて

金沢市が発注する建設工事における主任（監理）技術者について、次のとおり兼務を認めます。

③ 監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務（R4.4～）

以下の全てを満たす場合は、2 件まで監理技術者の兼務を認めます。

- ・ 予定価格が3 億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあっては2 億円未満）であること。
- ・ 兼務する工事がいずれも金沢市が発注するものであること。
- ・ 工事現場間の距離が概ね10 km以内であること。
- ・ 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ・ 工事の規模や施工の難易度等から、監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
- ・ 兼務する工事毎に監理技術者補佐（※）を専任で配置すること。

※ 監理技術者補佐は次のすべてを満たす者であること。

- ・ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- ・ 監理技術者との間で常に連絡がとれる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明ができること。

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

主任（監理）技術者の兼務に関する手続きについて

・主任（監理）技術者の兼務に関する条件の明示について

①及び③に係る主任（監理）技術者の兼務については、兼務が認められる工事であるか否かについて、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

・主任（監理）技術者の兼務承認申請について

現在施工中の工事に専任で配置している主任（監理）技術者を、別の工事にも主任（監理）技術者として配置しようとする場合、兼務承認申請により、その承認を受ける必要があります。

（申請様式） ※入札情報システムに掲載

・技術者の兼務承認申請書（様式 1）

落札候補者となった際に、競争参加資格確認申請書と同時に提出

・技術者の兼務に係る事前審査申請書（様式 2）

競争参加申請書提出締切日までに提出（希望者のみ）

1 入札・契約制度の改正等について

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

現場代理人の配置について

金沢市が発注する建設工事においては、請負契約約款（第10 条第 2 項）により、現場代理人の工事現場における常駐配置を義務付けています。

① 現場代理人の常駐義務の緩和要件について

金沢市が発注する建設工事において、次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます。

契約額が4,500 万円（建築一式工事については9,000 万円）未満の工事であること

かつ

工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること

かつ

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

なお、上記に関わらず、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等については、発注者との打合せ等により期間が明確になっている場合に限り、常駐を要しないものとします。

1 入札・契約制度の改正等について

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

現場代理人の配置について

② 常駐義務が緩和された場合の現場代理人の兼務について

①により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。ただし、災害復旧工事については、契約額が4,500万以上でも兼務可能とします。

- ・ 兼務する工事が概ね2、3件程度であること。ただし、災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）兼務可。
- ・ 兼務する工事の現場の移動時間が概ね30分以内又は金沢市内で施工中の工事であること。

（具体例）

区分			移動時間	判定
市内	⇔	市内	不問	○ 兼務可
市内	⇔	市外	30分以内	○ 兼務可
市内	⇔	市外	30分超過	× 兼務不可

※石川中央都市圏で条件が合致すれば兼務可。ただし、白山市は兼務要件を市内に限定しているため除外。

- ・ 契約額が4,500 万円（建築一式工事については9,000 万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと。
- ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、9,000 万円未満であること。ただし、災害復旧工事については契約額の合計に含めない。

(4) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

現場代理人の配置について

③ 現場代理人の兼務承認申請について

現在施工中の工事に配置している現場代理人を、金沢市発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合、兼務確認申請により、その確認を受ける必要があります。

（申請様式） ※入札情報システムに掲載

- ・ 現場代理人の兼務確認申請書（様式 3）

落札候補者となった際に、競争参加資格確認申請書と同時に提出

④ 主任（監理）技術者の兼務が承認された場合の現場代理人兼務申請について

同一の請負契約で「現場代理人」と「主任（監理）技術者」を兼務している技術者について、他の工事の主任（監理）技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても、①及び②にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。

1 入札・契約制度の改正等について

(5) 変動型最低制限価格制度の試行について …… 令和7年度も試行を継続

(6) 令和7年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について

R7.3～適用

① 適用開始時期

令和7年3月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。（一部、旧労務単価含む）

② 新労務単価等の適用に伴う特例措置について

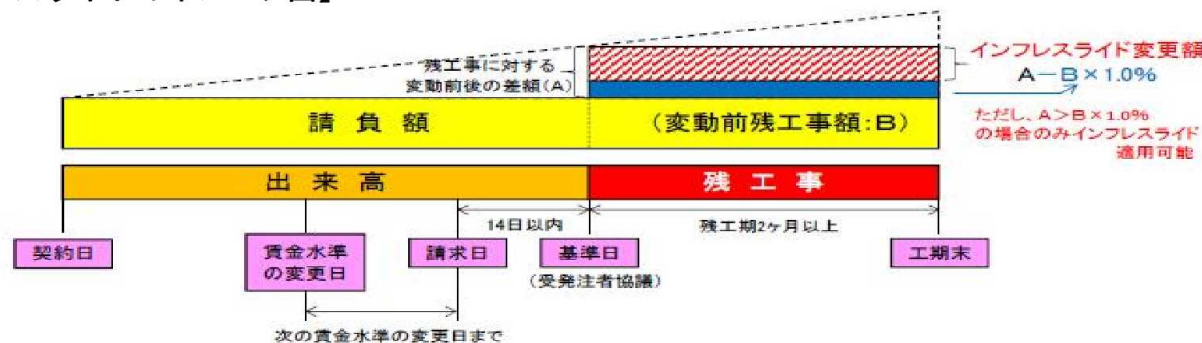
新労務単価の適用に合わせて、旧労務単価で予定価格を積算し、令和7年3月1日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

③ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、令和7年2月28日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- ・ 残工事が基準日から2か月以上あること。
- ・ 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

【インフレスライドのイメージ図】



注) 基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

申請等手続きについては設計担当課へお問い合わせください。

1 入札・契約制度の改正等について

(7) その他

改正

・ 契約時の「現場代理人・主任（監理）技術者選任届」の添付資料の省略について

契約締結時の3か月雇用確認書類については、落札候補となった際の、資格審査時に確認していることから、添付不要です。

（注）議会案件及び特定随意契約については、現行どおり提出が必要です。

・ ペーパーレス化・電子化の拡大について

以下の資料について、紙による提出ではなく、電子メールでの提出に変更します。

○ 特定建設工事共同企業体協定書（副本）

○ 共同企業体の構成員から代表者に宛てた委任状

- ・ 送付先及び送付件名：入札公告に記載
- ・ ファイル形式：PDF（押印したものをスキャンして送付）

令和7年4月1日以降に公告する案件より適用

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(1) 各種書類のペーパーレス化・電子化について

R6.4～ 実施済

① 質疑書及び入札参加資格審査書類

質疑書及び入札参加資格審査書類については、電子メールで提出してください。

- ・ 送付先及び送付件名：入札公告に記載
- ・ ファイル形式：PDF
- ・ 押印：不要

※質疑書については、送達確認のため、送付後には必ず監理課工事契約係等、各発注者まで電話連絡をお願いいたします。

※入札参加資格審査書類の添付資料は、入札参加条件を満たすことがわかる最低限の資料で結構です。

② 保証事業会社に係る契約保証等

保証事業会社（東日本建設業保証(株)など、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証事業会社）に係る保証証書については、保証事業会社が指定する「電子証書等閲覧サービス」を利用した電子保証を可能とします（従来どおり紙での提出も可能）。

- ・ 受注者：取得した認証キーを発注者に電子メールで送信
- ・ 発注者：電子証書の閲覧を電子保証プラットフォーム上で確認

※保険会社による履行保証保険などは対象外

(2) 電子入札について

① 認証カードの切替

- ・ 会社名、代表者名又は住所が変更になった場合は、入札参加資格申請内容変更届出書を提出するとともに、認証カードの切替えをしてください。また、変更届出書の監理課提出日から認証カード切替日までの期間は、紙入札で参加してください。
- ・ 認証カードの切替は、入札開始日時から開札日時までは絶対に行わないでください。開札に支障が出る場合があります。

② 入札額の訂正不可

入札額を誤って送信した場合は、訂正できません。万一誤って送信した場合、入札を無効にすることはできませんので、金沢市監理課までご連絡ください。入札無効届の提出が必要となります。

③ 工事費内訳書について

工事費内訳書の提出前に計算誤りのないこと、また入札額と一致していることを必ず確認してください。

④ 操作で不明な点の問い合わせ先

電子調達コールセンター（ヘルプデスク） TEL：0570－011－311
受付時間：平日の9：00～18：00

(3) 契約締結について

① 契約締結の期限

落札決定日を含めて7日以内です。

(例) 火曜日に落札決定 → 翌週の月曜日まで

月曜日に落札決定 → 同じ週の金曜日まで

② 着手日の設定（余裕期間制度対象工事を除く。）

契約締結日を含めて7日以内で設定してください。

③ 契約保証金の納付

・ 原則、契約金額（税込）の10%以上の納付が必要です。ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

・ 損害保険会社の履行保証保険に入る場合は、以下の点に注意してください。

ア 保証期間の開始日は契約締結日（着手日ではありません。）

イ 前金払の有無（本市との契約で前払金対象工事であれば「有」とする。請求の有無ではありません。）

ウ 定額てん補（×実損てん補）

・ 現金又は小切手で納付した契約保証金の還付手続きは、検査終了後、領収証書及び請求書を金沢市監理課まで提出してください。また、銀行の保証書の返還手続きには、保管証書、請求書及び契約保証（担保）返還受領書が必要です。

④ 収入印紙の額

契約書に貼付する収入印紙の額は、税抜の落札金額を基準に判断してください。

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(4) 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を第三者に請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「下請負人選定理由書」1部を監督員へ提出すること。
※「市内業者以外の者」とは金沢市内に本店を有しない全ての業者です。金沢市内に営業所や支店のみを設置している者は「市内業者以外の者」に該当します。
- ・ 下請代金や支払条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに施工体制台帳及び契約書類を監督員へ提出すること。
- ・ **建設業法第16条（下請契約の締結の制限）の遵守**

(5) 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を 確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者の社会保険への加入を勧めるよう指導します。また、一次下請契約を社会保険等未加入者と締結することを禁止しています。社会保険等未加入者との契約締結があった場合は罰則等の措置を行う場合があります。
- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成27年度から）

(6) ホームページについて

発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載します。

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/11273.html

(7) 検査等について

① 立入調査

- ア 現場代理人・技術者（専任）は、現場に常駐してください。
- イ 下請人が社会保険未加入であることがないよう指導してください。

② 成績評定

金沢市工事成績評定要領及び工事成績採点表（金沢市監理課HPで公開）により実施しています。

③ 安全管理

工事現場における労働災害、事故を防止するためには社員や下請人への安全管理教育の徹底を図り、事故や災害のない良好な施工管理体制の確立に努めてください。

④ 建退協の掛金収納書について

建退協の掛金収納書の提出先は各工事の監督員となります。工事検査時に確認しますので所定の台紙に掛金収納書の原本を添付し、必ず提出してください。（契約締結後、原則 1 か月以内）

ファイル名 → 建設業退職金共済制度掛金収納書届

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/shinseishodownload/jigyoshamukenenoshinseisho/sangyo_businessnikansurushinseisho/4/15290.html

3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

令和7年3月
都市整備局都市計画課
設計技術管理室

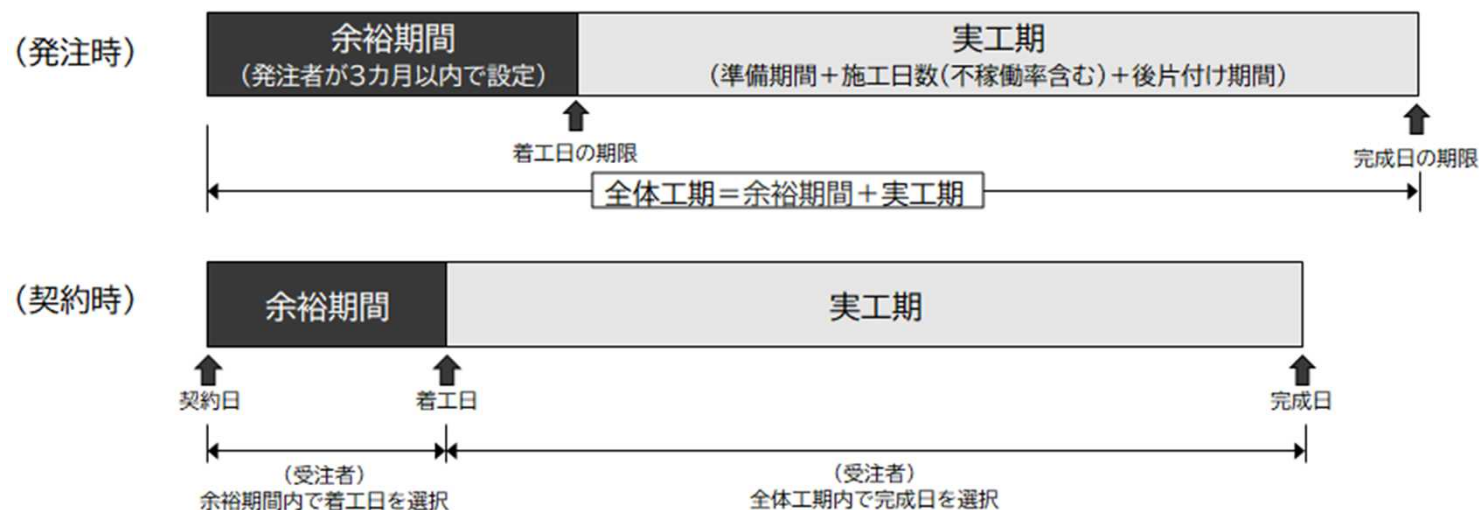
公共工事において、担い手の確保や生産性の向上に資する働き方改革関連施策等を実施し、建設業の持続性確保を図る。

(継) 週休2日工事の実施 【土木・営繕工事】R元～

- ・ 災害復旧（緊急復旧）を除く全ての工事を、週休2日（発注者指定型）対応とする。
- ・ 原則、月単位とし、現場閉所が困難な期間限定工事等は、交替制として実施する。

(継) 余裕期間制度モデル工事の試行 【土木・営繕工事】R3～

- ・ 契約から工事着手までの余裕期間を設定して発注し、工事の始期（着手日）及び終期（完成日）を受注者が設定できる制度（フレックス方式）。
 - ・ 余裕期間内（契約日から着手日）の技術者の配置は不要。
- 〔対 象〕 発注者が指定する工事



3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

(新) 情報共有システムの本格導入 【営繕工事】R 7～（土木工事は導入済）

- ・ インターネットを介して受発注者間で工事に関わる書類やデータをやり取りする情報共有システムを、営繕工事においても本格導入する。

〔対 象〕設計金額 5 千万円以上の営繕工事

〔計上方法〕共通仮設費に積上げ計上（発注者負担）

(継) I C Tモデル工事の実施 【土木工事】R 6～

- ・ 建設現場の生産性向上を図るため、I C Tモデル工事を実施する。
- ・ モデル工事の実施に合わせ、I C T試行要領（土工）を作成する。

〔対 象〕モデル工事 1 件（令和 7 年度）、工事費、施工量ともに大きな工事を想定

(継) イメージアップ工事看板設置費を計上 【土木・営繕工事】R 3～

〔対 象〕土木工事：当初設計額1,500万円以上の工事
（その他の工事は任意実施）

営繕工事：当初設計額2,000万円以上の工事

〔計上方法〕土木工事：現場環境改善費にて対応

営繕工事：共通仮設費に積上げ計上



3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

(継) イメージアップデザイン設置費を計上 【土木・営繕工事】R 5～

- ・ 仮囲いや足場シート等にイメージアップデザインを設置する費用を計上する。



1) 仮囲い、足場シートへの設置

〔対 象〕当初設計が土木工事3千万円（営繕工事5千万円）以上の工事で仮囲い又は足場シートを施工する工事

〔計上方法〕共通仮設費に積上げ計上

2) 単管バリケードへの設置

〔対 象〕受発注者が希望する工事

〔計上方法〕土木工事：現場環境改善費にて対応

営繕工事：共通仮設費に積上げ計上（受注者希望の場合は受注者負担）

※金沢市発注工事以外（民間工事等）でも設置可能。

（事前の届出が必要。ただし、金沢建設業協会及びその協会員は届出不要）

(新) 「工事書類のスリム化の手引き」の策定 【土木・営繕工事】R 7～

- ・ 工事書類を必要最小限に簡素化するとともに、受発注者間の役割分担を明確化し、現場技術者の負担軽減を図る。

〔実施内容〕施工計画書、施工体制台帳、段階確認・材料検査、完成書類 など

3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

(新) 現場環境改善費の計上 【営繕工事】R 7～（土木工事は計上済）

- ・ 周辺住民の生活環境への配慮や、労働者の作業環境の改善など、建設工事現場の環境改善を図る。
〔対 象〕 設計金額 5 千万円以上の営繕工事（複数工事の場合は、主たる工事に計上）
〔実施内容〕 緑化・花壇（プランター）、ライトアップ施設（防犯灯）、交通誘導員待機室 など
〔計上方法〕 共通仮設費に積上げ計上

(継) 快適トイレ設置工事 【土木・営繕工事】R 3～

- ・ 標準仕様を満たした「快適トイレ」を最大 2 基計上する。（当初設計に 1 基計上、男女別に設置する場合は変更設計にて 1 基追加）
〔対 象〕 土木工事：当初設計 3 千万円以上の全ての工事
営繕工事：当初設計 5 千万円以上の全ての工事
※ 設置の必要がない工事は対象外

(継) 現場確認のリモート化（遠隔臨場） 【土木・営繕工事】R 3～

- ・ モバイル端末による映像と音声の双方向通信を利用して、段階確認、材料検査、立会いを行う。
〔対 象〕 受注者が希望する工事（工事の品質に重大な影響を及ぼさないなどの工事特性を踏まえ、受発注者間の協議が整った工事）
〔計上方法〕 受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達に要する費用は、受注者負担

3 建設業の働き方改革関連施策等の実施について

(継) 熱中症対策に資する経費の計上 【土木・営繕工事】 R 3～

- ・ 工事現場の熱中症対策のうち現場環境改善費等に計上できない費用を計上する。
〔対 象〕 土木工事：熱中症対策にかかる光熱費、水分・塩分の補給、熱中症対策に特化した安全訓練、労働者の熱中症の体調管理等の費用
営繕工事：遮光ネット、ドライミスト暑さ指数計測装置に係る費用
〔対 象〕 受注者が希望する工事
〔計上方法〕 変更設計にて計上

(新) 実勢を踏まえた予定価格の設定 【建築工事】 R 7～

- ・ 特殊な建築物など、公共単価による予定価格と見積価格に乖離がみられ、能登半島地震後の社会情勢を踏まえた**暫定措置**として、一部工種（型枠など）において見積価格の採用を実施する。

(改) 奨学金返還支援制度の拡充 R 4～

- ・ **建設業を含む**市内中小企業の人材確保を図るため、従業員の奨学金返還支援制度を実施する企業に対し返還支援額の一部を助成する。

〔対 象 企 業〕 資本金 3 億円以下or労働者数300人以下の企業等 ※建設業の場合

〔対象従業員〕 30歳未満の新卒者及び県外からの転職者

〔助 成 期 間〕 従業員 1 人につき10年間

〔補 助 率〕 2 / 3 （上限額：従業員 1 人あたり16万円／年、1 企業あたり160万円／年）

参考）担当課：金沢市商工労働課「金沢市中小企業人材確保奨学金返還支援助成金」